

琵琶湖森林づくり条例の改正 答申案

1 基本的な視点（総論）

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、その財源として「森林環境譲与税」が創設された。

この法に規定される「森林経営管理制度」では、市町村が主体となって適切な森林管理を図るといった新たな仕組みが規定されている。森林所有者自らによって、または市町を通じた民間事業者等への経営委託によって、従来の制度もあわせて放置森林の整備が進むことが期待される。

一方、近年滋賀県の森林では、激化する気象災害等を背景に、以前には事例の少なかった風倒木等の災害が発生している。戦後植栽の人工林は利用期を迎え充実しつつあり、森林の適切な管理を実施し、災害リスクの低減を図ることと同時に、資源の有効利用により林業の成長産業化を図ることが求められている。

また、農山村では過疎化・高齢化が進行し、森林所有者や林地境界が不明確になるなど、森林の適切な管理に支障を来している状況である。このため、森林資源について、木材だけでなく森林の土地や空間も含めた複合的な利用を行い、地域における経済循環の創出によって、農山村の活性化を図ろうとする、いわゆる「やまの健康」に関する施策を進めることが必要となっている。これらの取組は、「第五次滋賀県環境総合計画」（平成31年3月策定）の目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」の構築にも寄与するものである。

今回、条例を改正することで、喫緊に対応が必要な課題や、今後長期に渡り森林づくりに影響を及ぼす課題に対し、多方面から取組が実践され、持続的な森林経営につながっていくことが必要である。

加えて、こうした観点から、条例に定める基本理念についても、社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しが必要であると考えます。

さらに、世界の潮流として、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成には森林の果たす役割が非常に重要であること、森林整備による二酸化炭素の吸収や木材利用による炭素の固定を強力に進めることは、「パリ協定」の目的や「しがCO2ネットゼロ」ムーブメント」に大きく貢献するものであり、こういった国際的な森林への要請を視野に入れることが重要である。

2 新たに対応が必要な課題について（各論）

（1）重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

・現状

本県の森林資源は、人工林を中心に利用期を迎え充実しつつあり、この資源を活用し、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林整備を推進していくことが求められている。

しかし、長期に渡る木材価格の下落を背景とした林業生産活動の低迷や森林所有者の関心の薄れなどにより、森林資源は十分に活用されているとは言い難い状況である。

戦後の拡大造林政策により、今では生産に適さない場所に植栽された人工林もあり、生長や保育状態が悪く、多面的機能が十分に発揮されていない状況がみられる。

こうした人工林は皆伐すれば、近年のニホンジカ被害の激化と相まって、更新が困難となっており、

植生が回復せず、土壌流出や崩壊を引き起こし、水源涵養等の多面的機能が失われると同時に、琵琶湖や下流域に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

一方で、充実する人工林が、現在のように生産活動として伐採されず、再造林されない状況が続けば、森林の高齢化が進み、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。

・必要となる取組

本県の森林における諸課題に対応するため、スギ・ヒノキ等の人工林、広葉樹林、針広混交林が、その土地条件等に合わせてバランスよく配置され、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、木材の生産などの多面的機能が発揮される適切な状態へ誘導していく必要がある。

森林の持つ機能や土地条件等を的確に判断し、林木の生長がよく、条件の良いところ（皆伐により一時的に裸地化させても機能が損なわれる恐れが少ない災害リスクの低い林分）では生産活動を促進することで、若く活力ある森林を育てていくこと、また人工林の生育や木材生産に適さないところでは、針広混交林化や複層林化を図ること等が求められる。

加えて、伐採・再造林の促進により、林齢構成の平準化に取り組み、持続的な資源供給の場を確保することも必要である。また、広葉樹林や針広混交林についても、木質バイオマスなどの資源として活用できる場合は、積極的な利用に取り組むことも必要である。

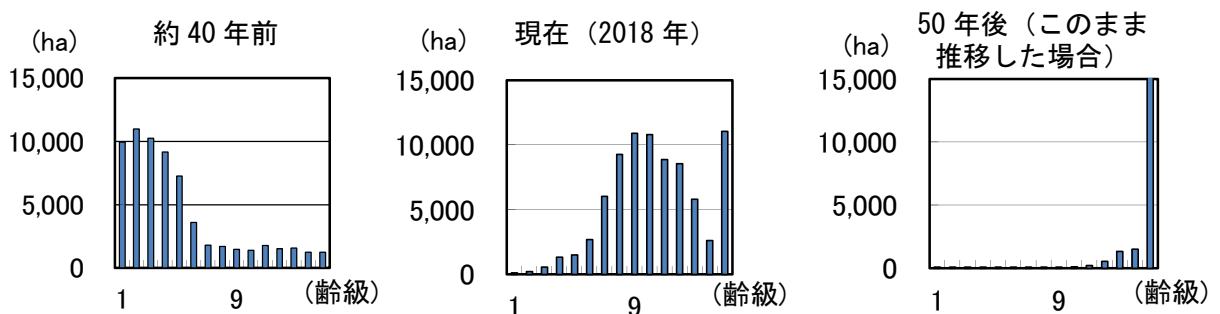
こうした取組が、県や市町、森林所有者や地域住民等の多様な主体が協働し、継続することにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が図られるものとする。

なお、森林の持つ機能や土地条件を把握し、現地に合った伐り方、植栽樹種などを選択するためには、科学的な要因の分析等により、適切に判断することが必要である。

➤ 人工林の高齢化の現状

立地条件のよいところでは、高齢化することにより大径材となり価値が増す可能性があるが、生長が衰え病気や災害に弱くなる場合がある。また大径材は搬出利用や加工が困難な場合もあり、適寸で活用することが望ましいと考えられる。

人工林の齢級構成は以下のとおりであり、現在のまま推移した場合、50年後には若く生育が旺盛な林分はほとんどなくなり、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。



(2) 災害に強い森林づくり

・現状

近年、台風や集中豪雨といった気象災害による風倒木等の森林被害が多発している。また道路や電線など、重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、県民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生している。

こうした災害は人工林が放置され、高齢化し、大きく生長したことで相まって発生していると考えられ、特に斜面や脆い土質などの場所で手入れ不足等により樹高が高く細い林分は、倒れ、折れやすく、また災害にあった際のライフライン等への破壊力も大きい。電線や道路を寸断した場合には、停電や集落の孤立を引き起こすことから、喫緊の対策が必要である。

風倒木等の被害森林では、条件不利や森林所有者が不明であるなど、所有者による復旧が期待できない森林もあり、放置した場合の二次被害等への懸念からこれらへの対応も必要である。

さらに、集中豪雨等により、土石流が溪流沿いの木を巻き込んで流下する流木災害が発生している。琵琶湖は閉鎖性水域であるため、流木が琵琶湖まで到達した場合には、外へ出ていくことはなく、漁場の破壊や水質の悪化をもたらすこととなる。

・必要となる取組

近年の気象環境の変化に対応するため、山地災害の復旧や未然防止、森林整備等による保安林機能の向上に一層取り組む必要がある。

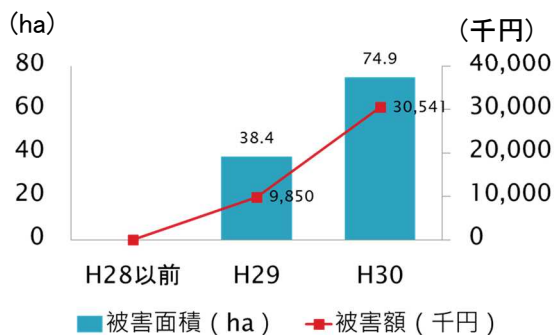
また、これらと併せて、ライフラインを保全するような樹木の管理が必要である。災害リスクを適切に判断し、対策を実施することが必要となる。

樹木の生長が悪い、手入れ不足など、保育状態が悪い場合も災害リスクが高いと判断されることから、予防的に危険木を伐採・搬出し、土壌流出に配慮することなど、減災に資する森林整備を行うことが必要である。

流木の発生の恐れのある、溪流沿いの林分では、適切な森林整備に取り組み、流出する恐れのある危険木を溪流外に搬出するなど、減災に努めるべきである。

➤ 風倒木被害の現状

近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発しており、平成30年度には、事例の少なかった大規模な風倒木災害が発生している。リスクの高い林分での予防的な伐採など、これまでとは異なる視点での森林整備等の対策が求められている。



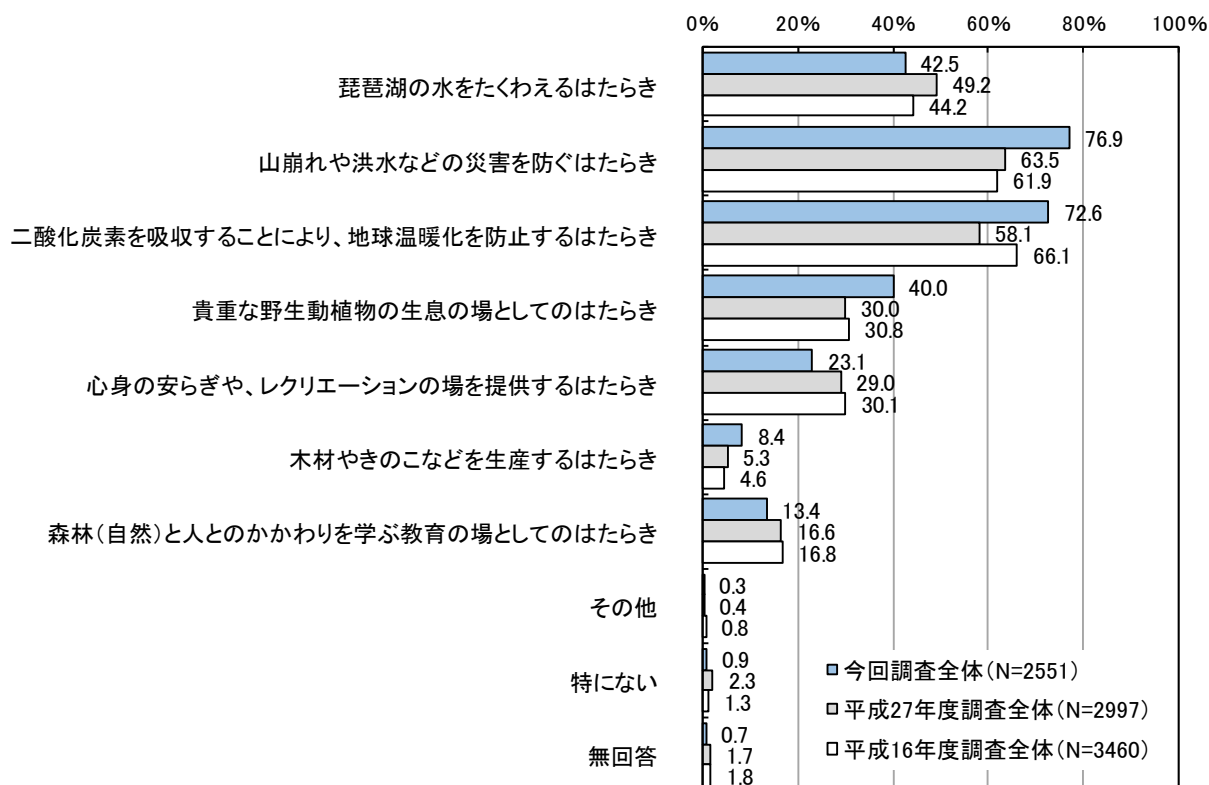
風倒木による被害(大津市)

また、こうした対策を行うにあたっては、管理者や権利者との適切な調整や、行うべき森林整備の範囲や災害リスクの高さに応じた整備の方針などの仕組みづくりが必要であると考えられる。

加えて森林所有者による復旧が期待できない被害森林について、市町等と連携し復旧を図る仕組みが必要である。

➤ 森林に期待する働き

令和元年7月～8月に滋賀県が行った森林づくりに関する県民意識調査（以下「意識調査」という。）によると、暮らしの中で森林に期待する働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防ぐ働き」が76.9%で最も多く、次いで「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化を防止する働き」が72.6%で多い結果となった。いずれの働きに対する期待度も、平成27年度県政世論調査、平成16年度県政世論調査と比べ、上昇している。



※ 意識調査のあらまし

調査対象：県内居住の18歳以上の男女

標本数：3,000（層化二段無作為抽出法で抽出）

回答数：1,329（回収率44.3%）

(3) 森林・林業と農山村の活性化の促進

・現状

全国的に人口減少社会が到来しているが、滋賀県でも、特に山間地域において、過疎化・高齢化が進行しており、今後の人口減少が予想されている。

森林所有者の多くはその森林が存する山間地域に居住しており、地域の人口が減少すれば、森林所有者や林地境界の不明確化が一層進行する恐れがある。結果として森林の適切な管理が行われず、多面的機能が損なわれる恐れが生じている。

同様に、森林整備等の作業を担う林業従事者も、多くが山村地域に居住しており、人口減少が進むことで、森林作業の担い手が不足することも懸念される。

・必要となる取組

農山村の集落が維持されるよう、長期的な取組が必要である。一つの考え方として、森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すこと等により、地域の活性化に取り組むことがあげられる。

こうしたことを進めるためには、農山村地域を担う人づくりが必要である。森林資源等を活用した活性化のためには、中心となって活動する人材の育成や、地域住民全体の意欲の高揚が不可欠である。

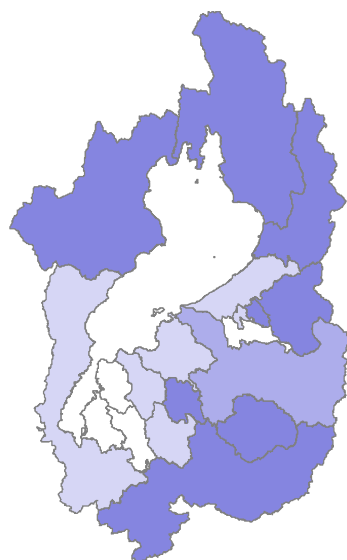
なお、地域内では独自の資源や魅力があっても、高齢化などで人材育成が難しい場合もある。地域外の人であっても、その地域住民と関わり、地域資源や森林の付加価値を高めることができる、経営感覚を持った人材を育成することが必要であり、それぞれの地域の実情に応じて進められるべきである。

➤ 滋賀県における人口動向予測

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されている。

2015年と比較して
2045年推計

- 増加
- 10%未満減少
- 20%未満減少
- 20%以上減少



(4) 県産材の利用の一層の促進

・現状

先に述べたように、本県の人工林資源は利用期を迎え、充実しつつあり、この資源を循環利用しつつ、林業・木材産業の活性化を図る必要が生じている。

条例第17条第1項には、県産材の利用の促進として、県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずることが規定されており、住宅や公共建築物の建築資材として、また机、椅子、遊具などへ県産材が活用されてきたところである。

また、条例第17条2項には、県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることが規定されており、特に県外の合板工場など、大規模工場を軸とし、需要先に合わせた加工・流通体制の整備が行われてきた。こうした取組により、県産材の素材生産量は大きく増加してきたが、建築需要に対応する製材の供給力については不安定な状況である。

また、近年県内外で発電用等の木質バイオマスの需要が増加していることから、森林資源の循環利用を促進する手段として、林内に放置された未利用材等を活用し、需要に対応することが求められている。

・必要となる取組

付加価値の高い建築用材を安定的に流通させていくためには、需要者（建築を行う事業者など）に信頼される体制づくりが必要不可欠である。

近隣府県の大規模工場を軸とした原木の加工・流通の体制が構築される一方で、県内では、小規模でもニーズに応じた専門性の高い製品の加工を行う製材所が存在し、複数の製材所が連携した公共建築物への納材などの取組が行われている。

こうした県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く加工・流通の状況などを踏まえ、地域や製材の規模ごとの最適な仕組みを検討し、きめ細かな供給体制の整備を推進すべきである。

そしてこれらの体制を担う人材の育成も必要となる。

加えて、本県では今後、第72回全国植樹祭および第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、これらを契機と捉え、県や市町が率先して県産材を活用するなど、需要の創出に努めるべきである。

なお、県産材（製品）は県内の需要だけでなく、森林環境譲与税の創設を機に、都市部で建築される公共建築物等への木材需要にも積極的に対応する必要がある。

また、県民が県産材を使う意義について、理解を促進し、木材製品の需要拡大につなげるツールとして、あらゆる世代を対象とした、「木育¹」の実践に努めるべきである。

加えて建築用材だけでなくチップ用材についても、未利用材を積極的に活用することなど、木質バイオマスの熱利用や発電利用による再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ることが必要である。

¹ 木育…木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや木材利用の意義を学んでもらう教育活動

(5) 広域的な課題への対応

・現状

条例第 15 条には、「県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

狭い範囲である流域単位において、地域主体で施策等の提案がなされ、地域の課題解決に役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年顕在化する課題には、ニホンジカ被害による森林の植生衰退に伴う土壌流出や水源涵養機能低下、崩壊の恐れや、台風や集中豪雨といった気象災害に伴う風倒木や流木が引き起こす琵琶湖の環境悪化や県民生活への影響など、影響範囲が広いものが増加している。

・必要となる取組

条例第 15 条では流域単位のみで、課題解決に向けた組織の整備に重点が置かれているが、新たに顕在化する課題が及ぼす影響範囲に応じ、適宜、学識経験者の意見を踏まえ、また地域住民や森林所有者等の多様な主体の意見を反映することができるよう、見直しを図るべきである。

また、こうした課題の解決のためには、市町との緊密な連携が不可欠である。森林整備等の事業の実施にあたっては、県と市町の適切な役割分担に基づき行われることで、より効果を発揮するものと考えられる。

策定の趣旨

- 第1期計画（平成17年度～令和2年度）の取組や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合

2 計画期間 2021年度～2030年度（10年間）

第1期の取組結果

第1期計画の取組（平成17年度～現在）

【主な成果】

- 多面的機能の発揮のため森林整備や長伐期化を推進
- ニホンジカ捕獲等による森林生態系保全を推進
- 間伐材の搬出利用による地球温暖化防止に貢献
- 森林づくり団体など多様な主体による森林づくりが進展
- 木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制を整備
- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途でびわ湖材を利活用
- 延べ約16万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施

【主な課題】

- 引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要
- ニホンジカの継続的な捕獲や被害対策が必要
- 森林づくり団体等が継続して活動できるようきめ細かな支援が必要
- 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進が必要
- 森林環境学習の継続的な実施が必要

現状と顕在化する課題

1 全国の動き

- 自然災害の頻発、森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献、森林吸収源対策としての役割の高まり、森林経営管理法の施行、ICTを活用した森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

2 滋賀県における現状と顕在化する課題

- 人工林は利用期を迎えるが伐採されず高齢化が進行、適切な更新が必要
- 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害が増加、災害に強い森林づくりが必要
- 過疎化・高齢化が進行する農山村地域の活性化が必要
- 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- 林業の成長産業化に不可欠な林業就業者の確保、人材育成の推進
- 木材利用への理解を促す「木育」の推進
- 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって60琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進
- 「しがCO2ネットゼロムーブメント」の推進

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

3 基本方針に基づく施策の考え方

100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針1 森林づくり

多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合われた森林づくりを推進

方針2 地域づくり

県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり

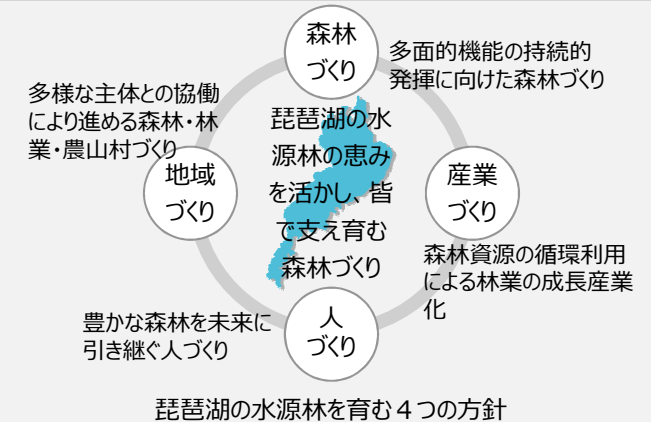
川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり

担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり



基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

- 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
持続可能な森林づくり、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献 等
- 災害に強い森林づくりの推進
ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視 等
- 生物多様性の保全
多様な自然生態系の保全、ニホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策 等

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

- 多様な主体による森林づくりの推進
地域住民、ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成 等
- 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進
地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、森林文化の振興 等

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- 活力ある林業生産の推進
集約化の推進、機械化等による生産性の向上 等
- 県産材の加工・流通体制の整備
県産材の安定供給、加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成 等
- あらゆる用途への県産材の活用
住宅や公共施設、民間施設等での県産材の活用、新規需要開拓の推進 等
- ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化
精度の高い森林情報の把握、ICTを活用した県産材サプライチェーンの構築 等

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

- 林業の担い手の確保・育成
新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成 等
- 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成
あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進 等

重点プロジェクト

計画期間の前半5か年に重点的に行う施策

- 花粉の少ない再造林促進プロジェクト
生産適地の適切なゾーニング、少花粉苗木や広葉樹の植栽 等
- 災害に強い森林づくりプロジェクト
関係機関と連携した適切な仕組みづくり 等
- 「やまの健康」推進プロジェクト
森林資源、森林空間の活用、地域の魅力の発信 等
- 公共建築物木造化プロジェクト
公共施設発注部局との連携、県産材供給体制の整備 等
- 木質バイオマス地域循環プロジェクト
未利用材の有効利用、木質バイオマス発電施設への安定的供給 等
- 木育活動促進プロジェクト
木育の場の確保、木育指導者の育成 等

推進体制

- 財源の確保
琵琶湖森林づくり県民税や森林環境譲与税の活用
- 進行管理と点検評価
- 実施状況の公表
- 関係者との連携・協力

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

答申案

令和2年(2020年)6月

滋 賀 県

目次

第1	はじめに	2
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
第2	森林・林業を取り巻く現状と課題	3
1	全国の動き	3
2	滋賀県の現状と課題	5
第3	琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括	9
1	基本指標	9
2	戦略プロジェクト	12
第4	基本計画が目指す森林づくりの方向	14
1	基本方向	14
2	基本方針	14
3	方針に基づく施策の考え方	15
第5	施策の体系	22
第6	基本施策	23
1	多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	23
2	多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	25
3	森林資源の循環利用による林業の成長産業化	27
4	豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	29
第7	重点プロジェクト	31
1	花粉の少ない再造林促進プロジェクト	31
2	災害に強い森林づくりプロジェクト	32
3	「やまの健康」推進プロジェクト	32
4	公共建築物木造化プロジェクト	33
5	木質バイオマス地域循環プロジェクト	33
6	木育活動促進プロジェクト	34
第8	推進体制	35
1	財源の確保	35
2	進行管理と点検評価	35
3	実施状況の公表	35
4	関係者との連携・協力	35

第1 はじめに

1 策定の趣旨

滋賀県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしている。

平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできた。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価や、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととする。

2 計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画である。
- ・滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとする。
- ・森林法に基づく地域森林計画との整合を図る。

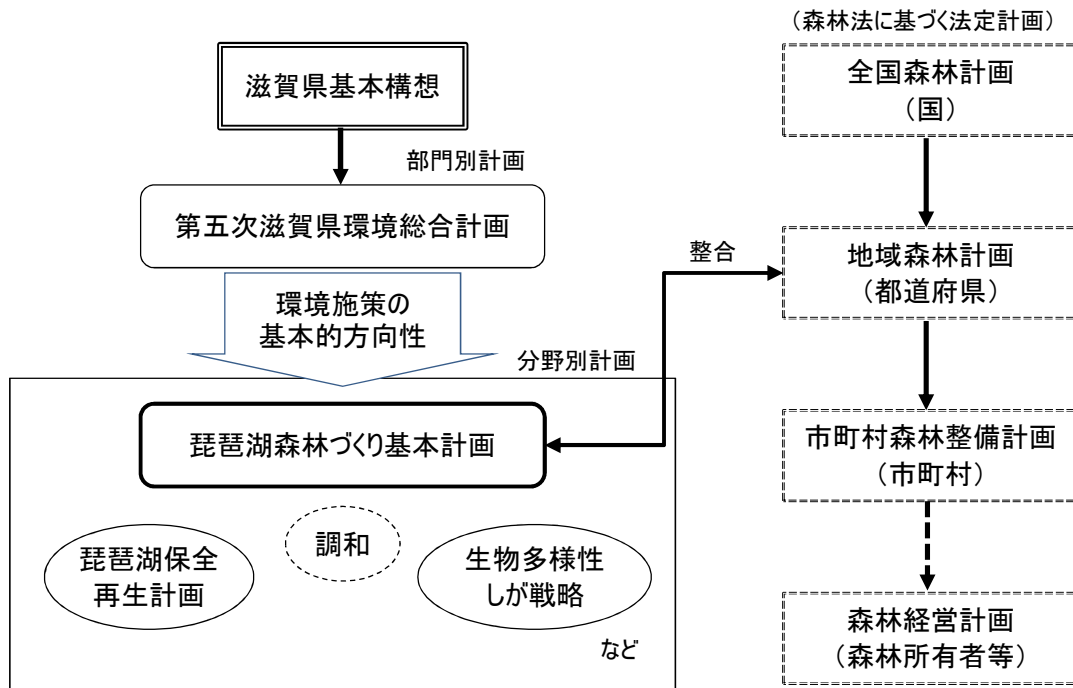


図1 計画の位置づけ

3 計画期間

2021年度～2030年度（10年間）とするが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととする。

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しており、平成30年には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など各地で山地災害が発生した。令和元年においても台風15号、19号などの被害により、多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生しており、事前防災や減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっている。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されている。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15（陸の豊かさを守ろう）を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献している。

政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靱化への対応、気候変動対策など、様々な対応を行うこととしている。



図2 SDGs ロゴマーク

(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

2020年以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ¹、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対策が重要な役割を果たすこととなった。

¹ 国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）

(4) 森林経営管理法の施行

平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定された。この制度は、これまでの森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっている。

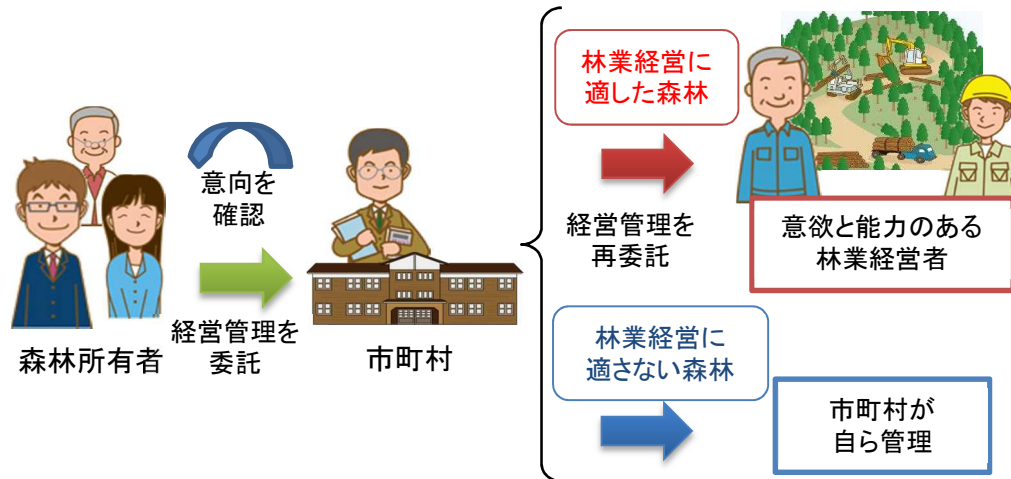


図 3 森林経営管理制度の概要（林野庁提供資料）

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令和元年度から譲与が始まった。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待される。

(6) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

国では、平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2018」に基づき、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現のため、現場における事業が円滑に進むための制度改正、先端技術の導入等による生産性の向上（スマート林業）や流通全体の効率化といった林業改革に取り組むこととしている。

(7) 再造林の低コスト化への取組

人工林の多くが本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっている。再造林の経費を圧縮する手法として、集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と造林の一貫作業システム」が導入されつつある。

(8) 非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくた

め、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっている。これまで国産材が使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心としたCLTの利用と普及等が取り組まれている。

2 滋賀県の現状と課題

(1) 利用期を迎え充実する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林資源

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え充実する一方、長期に渡る林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行する状態となっている。このため持続的な資源確保が困難となっており、また手入れが十分にされなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもある。「伐って、使って、植える」というサイクルを通じて、森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産と多面的機能の持続的発揮につなげる必要がある。

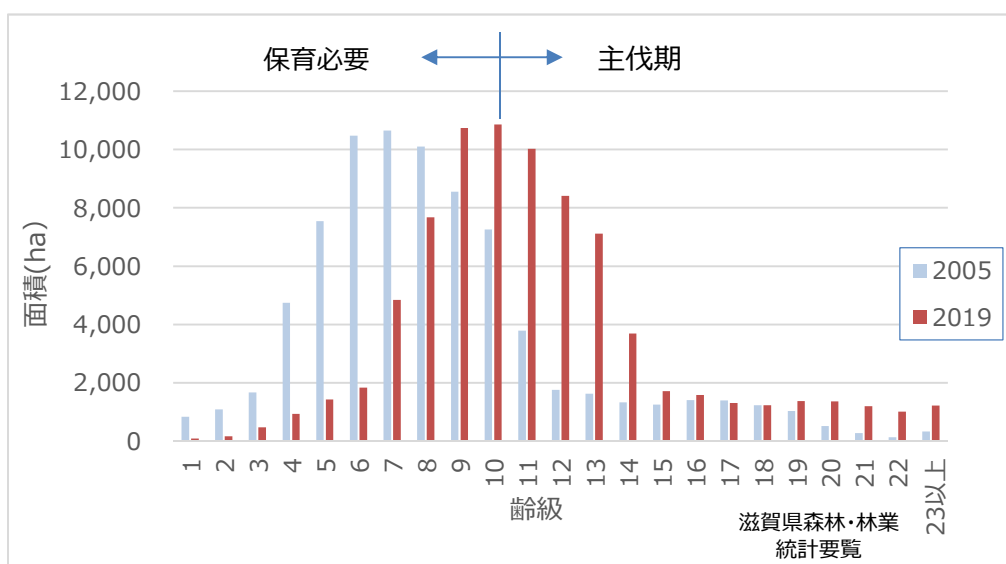


図 4 滋賀県の私有林人工林齢級別面積

※ 第1期計画策定時の平成17年度（2005年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」であったが、令和元年度（2019年度）には、約60%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある。

(2) 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生している。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じている。



図 5 風倒木被害 (H30)



図 6 風倒木被害 (H30)

(3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県では、平成 31 年に外国人の流入による人口増が見られたものの、日本人にあつては全国同様、人口減少局面に入っており、今後、特に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されている。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、所有者や境界の不明確化が進むことが危惧されている。

森林資源を、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図る必要が生じている。また、この取組は、都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っている。

※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されている。

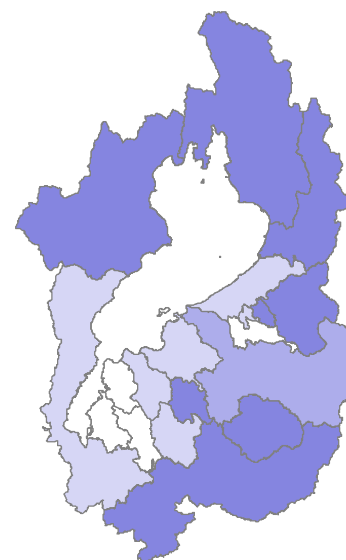
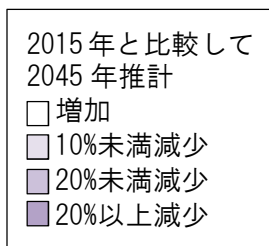


図 7 県内市町人口増減図

(4) 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要

となっている。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっている。



図 8 木造公共施設



図 9 民間施設における木育スペース

(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われている。

滋賀県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、第72回全国植樹祭の開催が予定されている。多くの県民や森林・林業関係者の関心が高まることから、この全国植樹祭開催を契機として、県民一丸となり森林づくりへの理解の醸成を進める必要がある。



図 10 全国植樹祭ロゴマーク

(6) 市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要がある。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行い、制度の推進を図ることが求められている。

(7) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設した。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り

組んでいる。また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいる。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられている。



図 11 滋賀もりづくりアカデミーの開講式

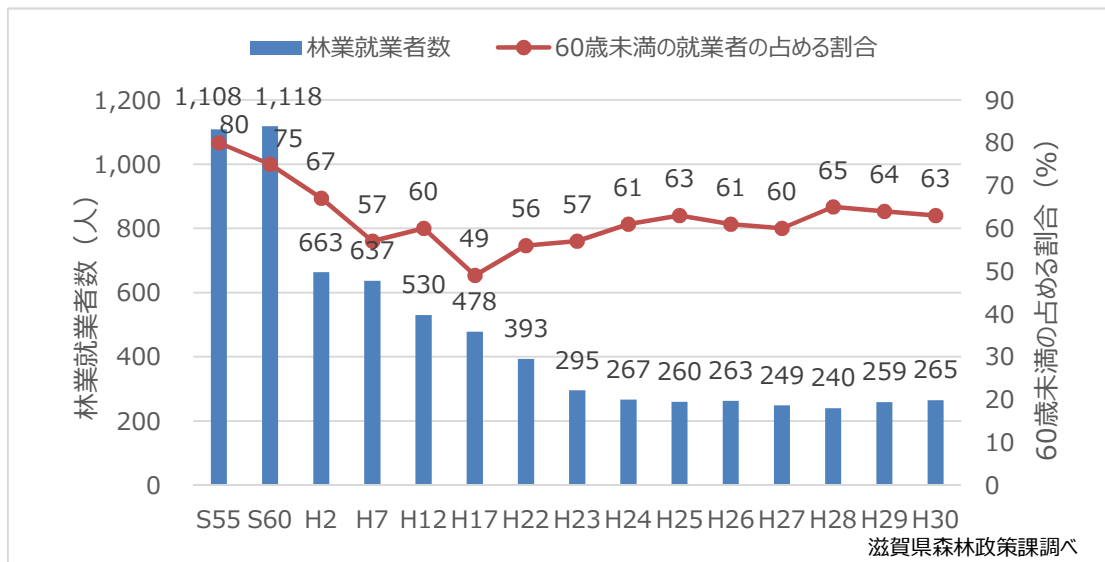


図 12 滋賀県の林業就業者数の現状

※ 滋賀県における林業就業者は長期に渡り減少してきたが、近年は一定しており若年の就業者も増加しつつある。林業の成長産業化に向け、就業者の能力向上が求められている。

(8) 「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」の推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、昨年および一昨年には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきている。

滋賀県では、令和 32 年 (2050 年) までに県域からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民や事業者等多様な主体と連携して取組を開始することを宣言した。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっている。

第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括

琵琶湖森林づくり基本計画に定める指標の達成度（平成17年度（2005年度）～現在）により評価した。

1 基本指標

長期目標（平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）：17年間）のうち現時点（平成30年度）の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 （計画策定時）	令和2年度 （目標）	平成30年度 （実績）	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合（%）	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積（累計） （ha）	31,795	42,100	38,339	64%	C
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合（%）	64	90	63	70%	B
下層植生衰退度3以上の森林の割合（%）	20	10	※H29調査 19	10%	E

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林の保全に努めた。平成17年度～平成30年度までの間、新たな保安林指定面積は4,662haである。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要がある。
- ・平成27年度には、全国的な、目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っている。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んだ。
- ・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事情の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施してきた。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要がある。

イ 持続可能な森林整備の推進

- ・国の補助金や琵琶湖森林づくり県民税等を活用し、森林組合を中心に森林整備に取り組んだ。
- ・人工林は利用期を迎え充実しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や資源供給の場を確保していく必要が生じている。
- ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成22年度には目標を達成した。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率60～70%で推移している。
- ・また所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが課題となっていることから、一層の集約化に取り組む必要がある。
- ・さらに近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの被害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっている。
- ・林業の成長産業化を推進していくため、また生長旺盛な若い森林を作り、持続的な森林資源の確保を図るため、主伐・再造林を推進していく必要がある。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害防除、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりを行ってきた。
- ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域がある。捕獲数との関連が認められることから、今後もシカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要がある。

(2) 県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数 (累計)	0	300	252	84%	B
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数 (人)	1,583	13,000	5,695	44%	D

ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへの支援を行った。
- ・身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が 252 箇所に増加するなど、保全活動が進められている。目標の達成に向け引き続き取り組む必要がある。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組んだ。
- ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10 月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んだ。近年 (H28 以降) は、森林山村の振興を目的として、山村地域で開催することとしたため、参加者数が減少しており、都市部からの参加が課題となっている。
- ・滋賀県で開催される第 72 回全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森－川－里－湖」のつながりのある本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要がある。

(3) 森林資源の循環利用の促進

指標	平成 20 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量 (m ³)	32,000	120,000	76,000	63%	C

ア 林業活動の活性化による森林資源の活用 (川上)

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入と作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産

材の生産体制の確保に取り組んだ。

イ 県産材の流通・加工体制の整備（川中）

- ・びわ湖材産地証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組んだ。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進した。

ウ 県産材の有効利用の促進（川下）

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組んだ。また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援に取り組んだ。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、平成30年度には76千m³となっている。引き続き目標の達成に向け、県産材の循環利用の促進に取り組む必要がある。

（4）次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	平成30年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	108	108%	A
森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	667	48%	D

ア 森林所有者の意欲の高揚

- ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組んだ。
- ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられる。

イ 林業の担い手の確保・育成

- ・林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組んだ。
- ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600haあまりの実績となり、増加傾向にある。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要がある。

ウ 森林環境学習の推進

- ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組んだ。

2 戦略プロジェクト

中期目標の実績（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度）：6 年間）のうち現時点（平成 30 年度）の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 (ha)	2, 227	3, 100	2, 189	71%	B
境界明確化に取り組んだ森林面積（累計） (ha)	1, 023	7, 000	3, 382	48%	D
ニホンジカの捕獲数（頭）	14, 374	19, 000	13, 103	69%	C
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	61	81%	B

- ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にある。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要がある。
- ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、増加しているものの、目標に比して低調となっている。今後は森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要がある。
- ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再生林を進めるうえで障壁となっており、捕獲について一層の推進を図る必要がある。
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。

（2）多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
活動を PR する森林づくり団体数（累計）	68	160	83	16%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定（企業の森）締結数（累計）	23	35	24	8%	E

- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100 以上組織されているが、「森づくりネット・しが」への登録団体は、83 団体にとどまっている。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援をおこなっていく。
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は 24 箇所で締結された。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要がある。

(3) 森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m3)	32,109	65,000	55,020	85%	B
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m3)	10,012	40,000	44,009	110%	A

- ・びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数は平成 30 年度に 8 棟あった。公共施設の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう支援を行うこととする。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材産地証明制度が浸透している。一方で必要なときに揃わないなど、供給面での課題がある。

(4) 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数(累計)	16	30	28	86%	B
自伐型林業育成研修会の開催数(回)	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	7	37%	D

- ・認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができている。
- ・自伐型林業育成研修会は平成 30 年度で 9 回開催することができた。自伐型林業を推進することは森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、県内全域で研修会に取り組み、林業グループの活動支援を行う必要がある。
- ・木育活動は 7 市町で取り組まれた。県内市町全域で取り組むことを目標としており、民間の取り組みも含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要がある。

※ 達成率の計算方法

①実績が単年のもの：H30 実績値／R2 目標値

②実績が累計のもの：(H30 実績値－H15 現状値)／(R2 目標値－H15 現状値)

・個々の取組みの達成率の評価

A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方向、基本方針を次のとおり定める。

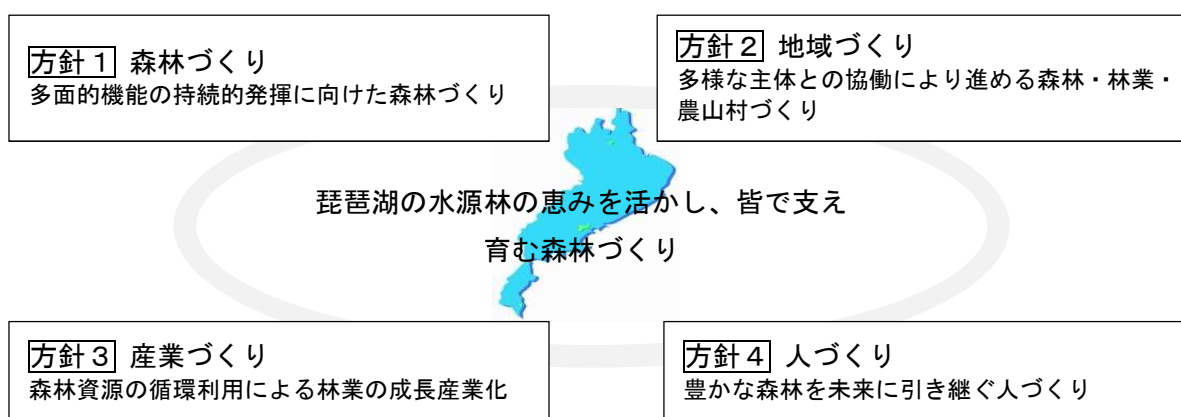
1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定める



※ 琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念 (基本理念)

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

3 方針に基づく施策の考え方

(1) 方針1 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

本県において人口減少が始まったことに鑑み、相当な長期間に渡り、自然のサイクルで多面的機能が維持される仕組みが必要となっている。こうしたことから琵琶湖の水を育む水源かん養等の多面的機能を持続的な発揮を図るため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行う。

ア 目指す森林の姿（100年後）

森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」²を推進することにより、多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを目指す。



図 13 目指す森林づくりのイメージ

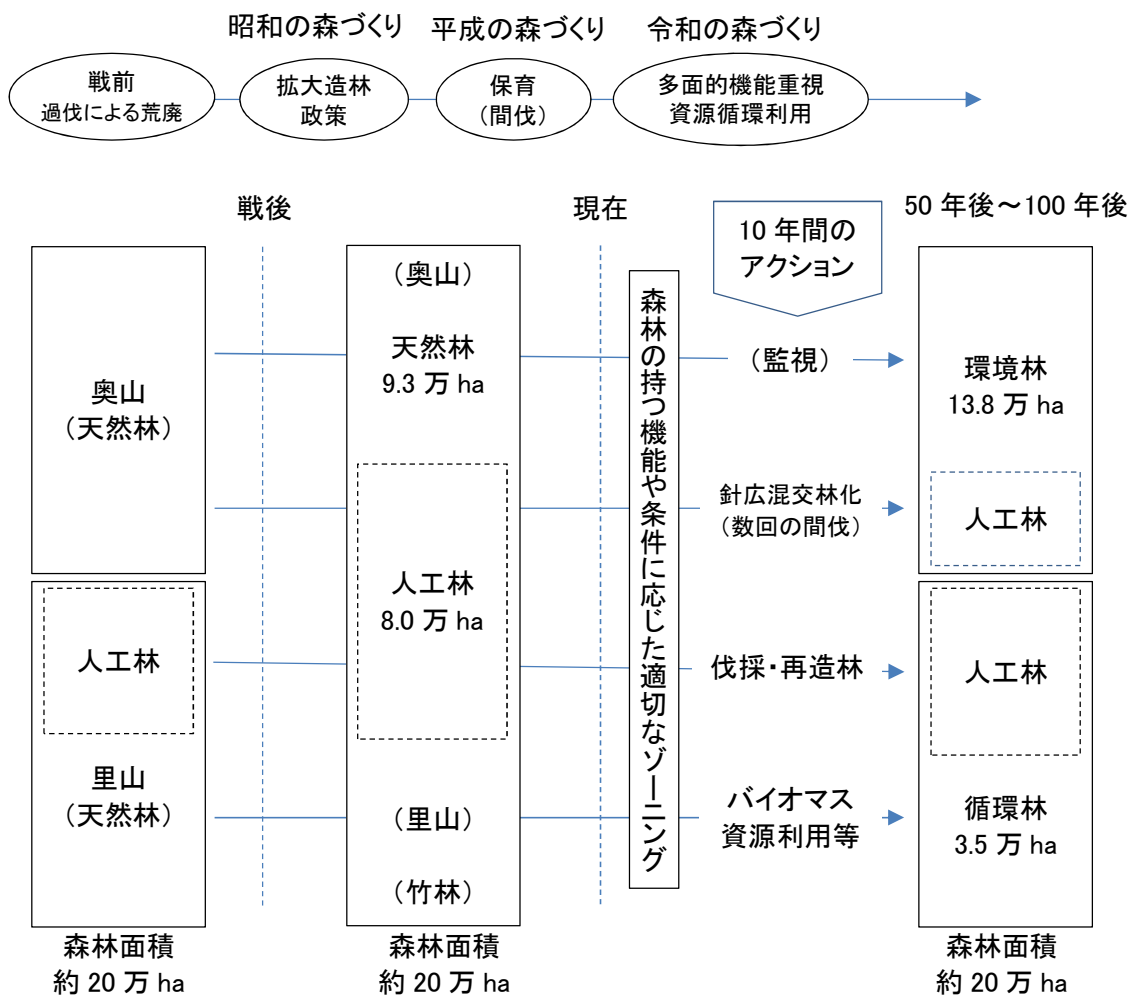
名称	イメージ	備考
循環林	安定した土質、災害リスクの低い立地条件のよいところ 生長がよく、適切に保育管理された林分 等 木材生産機能を重視、林業生産活動を促進	資源の循環利用を促進する森林
環境林	崩れやすい土質、人家など保全対象に近いなど、災害リスクが高いところ 適地適木となっておらず、保育状態が悪い林分 等 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導	自然のサイクルで維持される森林

表 1 各区分の考え方

² 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成 30 年 3 月 滋賀県）

イ 将来を見据えた誘導の考え方

適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導する。



※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指す。

図 14 森林の誘導のイメージ

ウ 誘導の考え方に基づくゾーニング

イに示す誘導のイメージに基づき、既存情報等からゾーニングを行う場合の事例を示す。

区分	面積 (私有林)	因子の例
循環林 ■	35 千 ha	標高 800m 以下 林道等 (車両が通行可能な道) から 200m 以内 山腹の傾斜角 40 度未満
環境林 ■	138 千 ha	循環林以外の森林
合計	173 千 ha	

表 2 ゾーニングの因子例

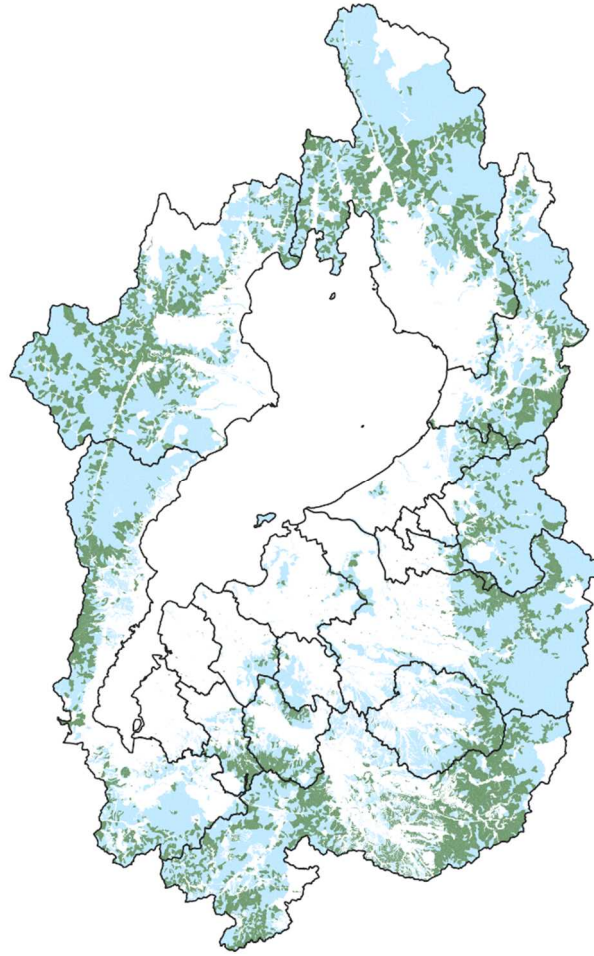


図 15 因子例に基づくゾーニング

※ 誘導の考え方について（補足）

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっている。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要がある。

今回、考え方の目安として、傾斜角や林道からの距離などの既存情報や、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価³」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「循環林」と「環境林」の将来における姿を示すこととした。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向などを踏まえた詳細な検討が必要である。

³ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島ら）[水利科学 No.361 2018]

(2) **方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進する。

・目指す地域の姿

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっている。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要である。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指す。

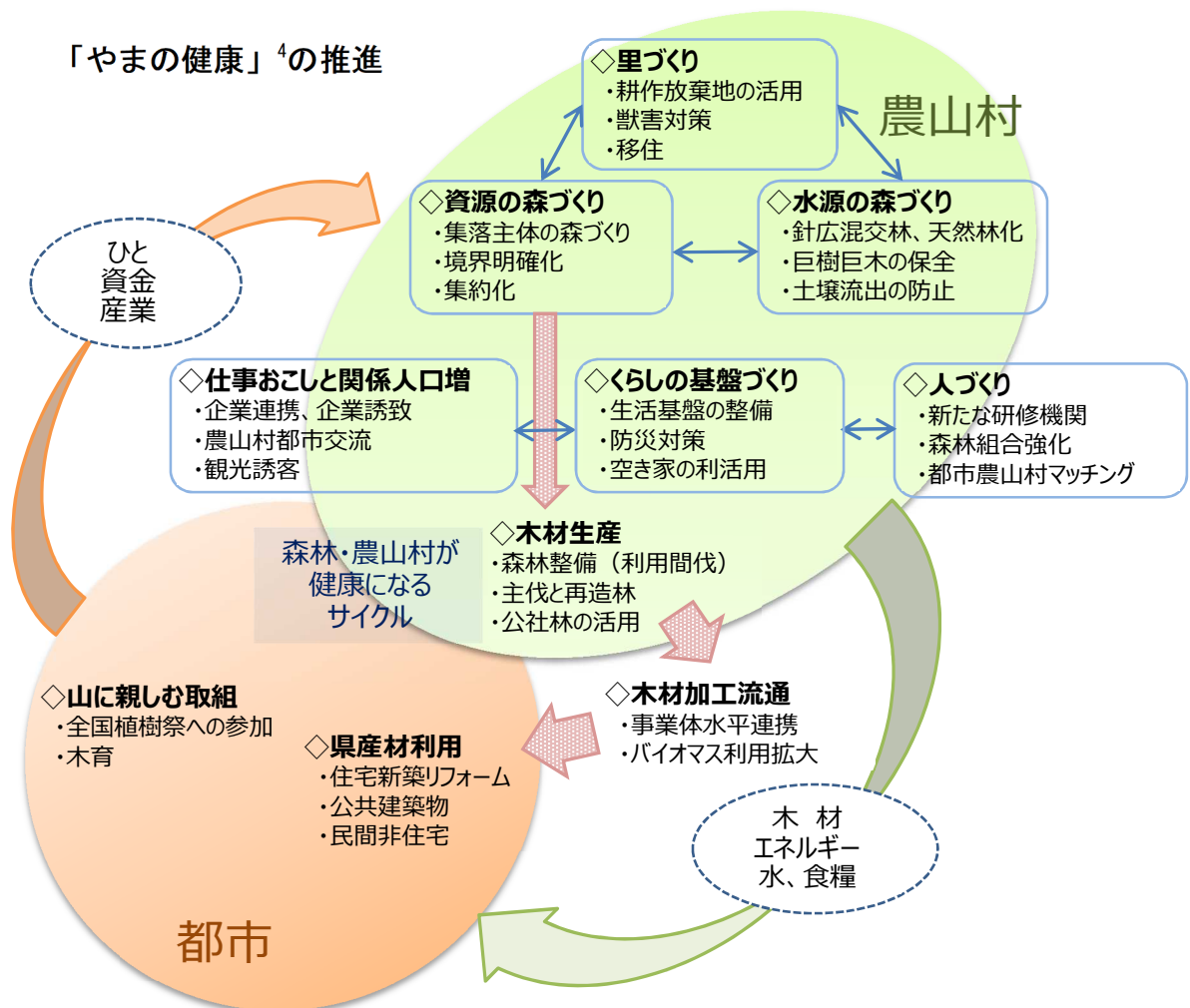


図 16 「やまの健康」の推進イメージ

⁴ 「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。

(3) **方針3** 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を推進する。

・目指す林業・木材産業の姿

川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指す。

- ・川上…伐採・再造林の促進、機械化等の基盤整備、持続的な林業活動の推進
- ・川中…本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工・流通体制の整備
- ・川下…様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進

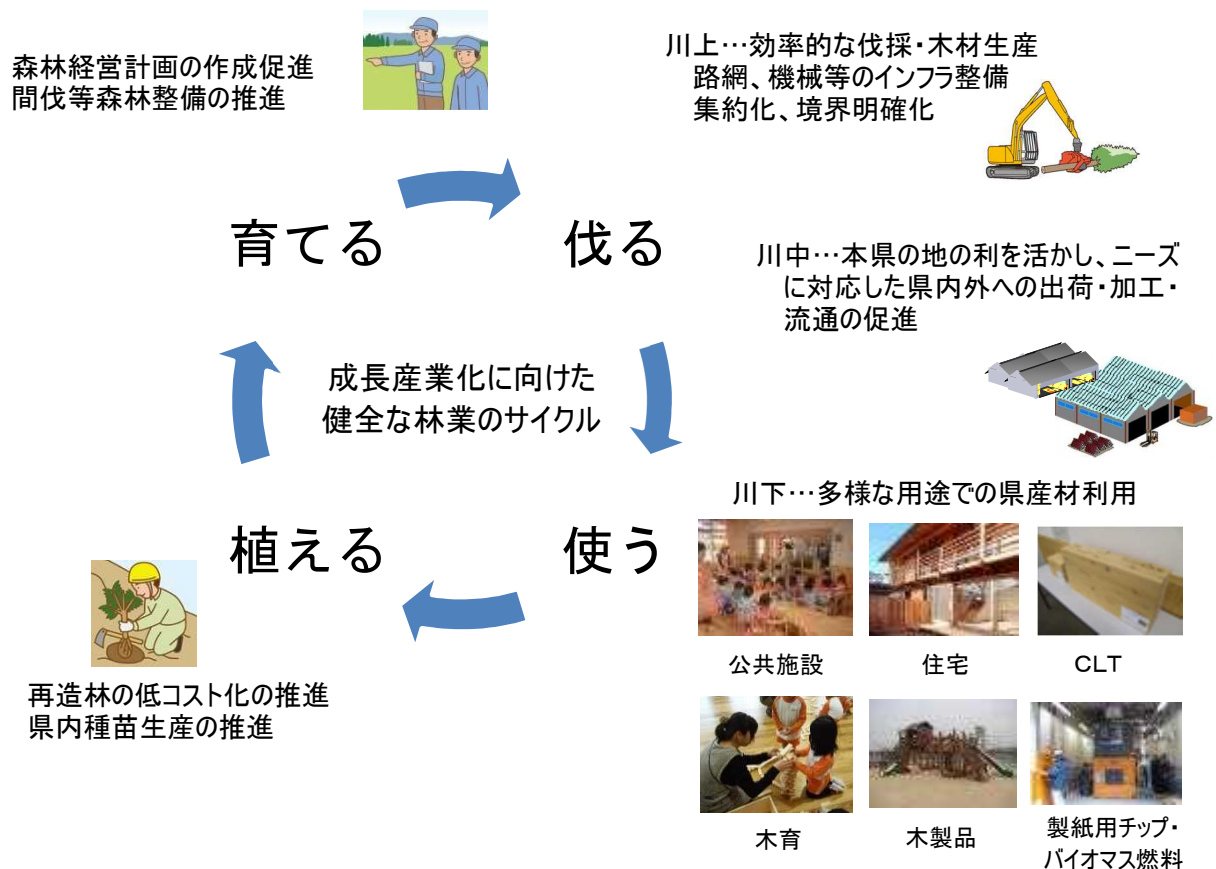


図 17 林業の成長産業化のイメージ

(4) **方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

・目指す人づくりの姿

【森林・林業の担い手の確保・育成】

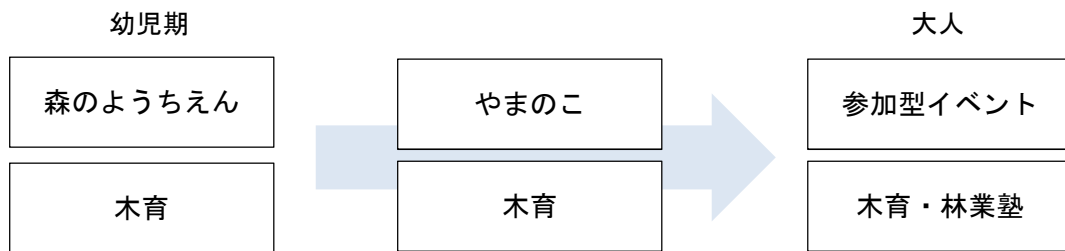
「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行う。

【森林環境学習】

「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深める。

【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広める。



※ 木育の推進

木育とは、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めながら、木材利用や、そのことが森林の保全・整備につながることの意義を学んでもらうための活動です。

本県では、子どもへの教育活動だけでなく、大人も含めた幅広い世代を対象に、木に触れ親しむための取組（木の製品や内装木質化を通じ暮らしの中で親しんでもらうことなど）を推進します。



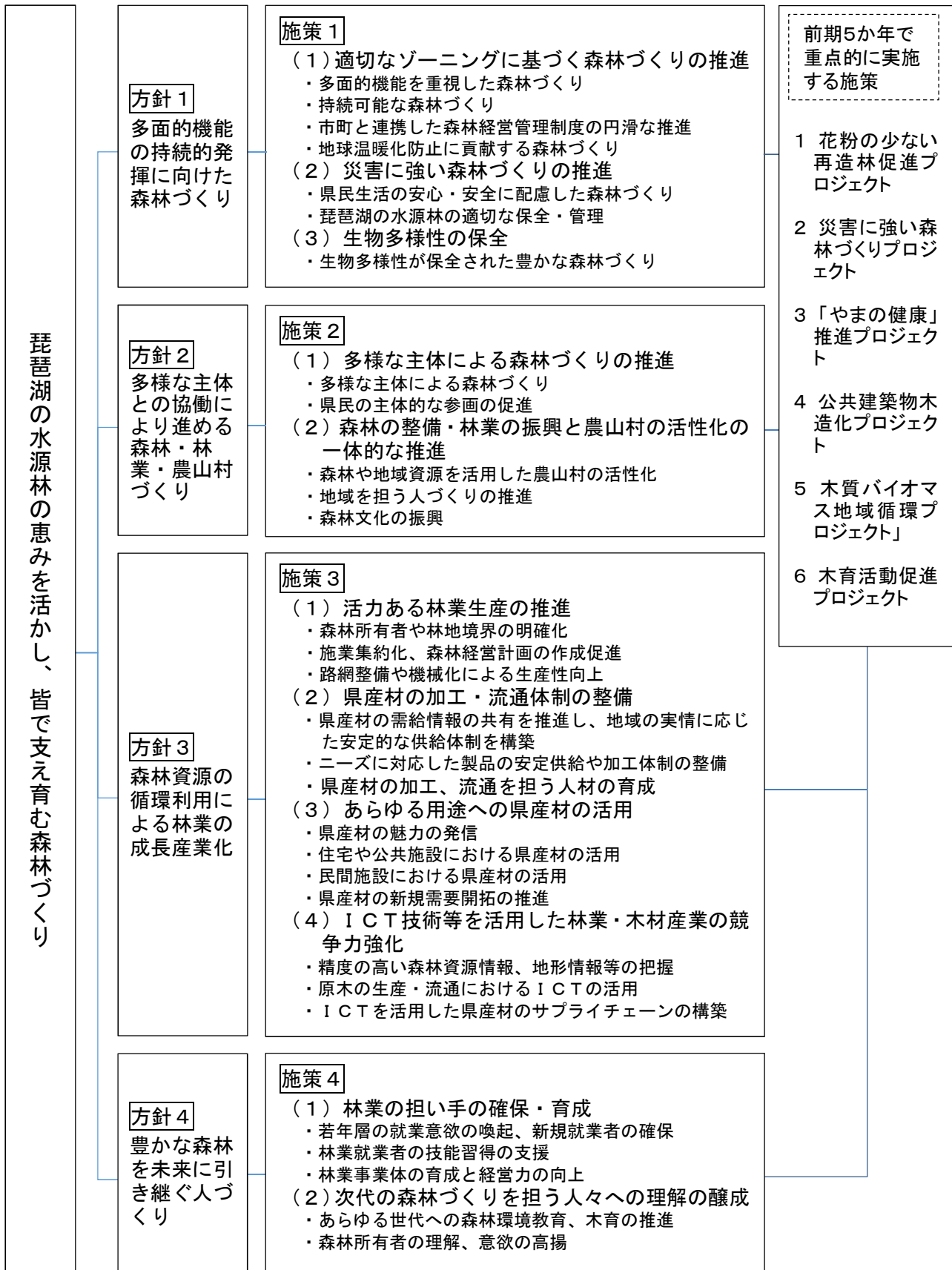
第5 施策の体系

基本方針

方針

基本施策
(計画期間の10年間で行う施策)

重点プロジェクト



第6 基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策は以下のとおりである。

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さないところでは針広混交林化を行うなど、適切な状態への誘導を図る。

森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物の捕獲などの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生に貢献する。

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

ア 多面的機能を重視した森林づくり

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援する。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界の明確化に努める。
- ③ 森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進する。
- ④ 針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導を促進する。
- ⑤ 針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を行う。

イ 持続可能な森林づくり

- ① 伐採・再生林の促進により、人工林の適切な更新を図る。
- ② 花粉の少ない森林への転換促進および伐採・造林一貫作業等の再生林の低コスト化への取組を支援する。
- ③ 再生林に対応した種苗の生産体制の強化を図る。
- ④ 少花粉スギ・ヒノキやマツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進する。

ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進

- ① 森林経営管理法に基づき、市町が主体となった森林の経営管理の集積や公的管理への支援に努める。
- ② 「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、森林所有者への意向調査や境界明確化を行う仕組みの構築を推進する。

エ 地球温暖化防止に貢献する森林づくり

- ① 計画的な除間伐を実施することにより、森林吸収源対策を促進する。
- ② 再生林等により森林の若返りを図り、生長旺盛な森林づくりにより二酸化炭素の吸収・固定を促し、森林吸収源として“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントに貢献するとともに、伐採・生産された県産材の利用に取り組み、炭素の固定を促進する。
- ③ 間伐材や林地残材等を活用し、再生可能エネルギーの一つである木材チップ等の木質バイオマス燃料の生産・利用を促進する。

- ④ 計画的な除間伐に基づいた森林管理プロジェクトによる J-クレジット⁵の創出や、環境意識の高い企業等とクレジットの取引を行うカーボン・オフセットの取組を支援し、さらなる森林整備や森林吸収源対策を促進する。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

- ① 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進する。
- ② 山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努める。
- ③ 道路等のライフライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図り、減災に資する森林整備を推進する。
- ④ 奥地森林をはじめ条件不利地における風倒木の被害森林等について、二次被害の防止等のための復旧に向けた取組を推進する。
- ⑤ 災害に強い森林づくりの向け、効果的な森林整備手法について調査、検討を行う。

イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

- ① 森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進する。
- ② 「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資する。

(3) 生物多様性の保全

ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

- ① 自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な自然生態系の保全を図る。
- ② 多様な主体による捕獲や広域的な連携による担い手の育成、先進的な捕獲手法の研究等によりニホンジカの生息密度の低減を図る。
- ③ 被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進する。
- ④ 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や山村文化の継承・発展などの取組を支援する。
- ⑤ ナラ枯れや野生動物による森林被害等、森林病虫獣害の防除を推進する。

⁵ 省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。この制度により創出されたクレジットは低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

【基本指標】

1-1 適切なゾーニングによる森林の多面的機能の高度発揮

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	63%	90%

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%
合成公園作成面積	8,036ha	42,000ha

1-2 生物多様性の保全

指標	平成 29 年度 (2017 年度) (前回計測時)	令和 12 年度 (2030 年度)
下層植生衰退度 3 以上の森林の割合	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「衰退度 0」から「衰退度 4」までの 5 段階に区分している被害程度のうち「衰退度 3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約 10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成 24 年度に調査を行い 180 箇所中 36 か所が「衰退度 3 以上」）（この指標については、5 年後を目途に調査を行う。）

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

ア 多様な主体による森林づくり

- ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援する。
- ② 森林づくり活動に取り組む企業等に対し、活動場所やパートナーの紹介などの支援を行う。
- ③ 森林組合や地域、NPO など多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援する。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ① 滋賀県の森林の多面的機能の恩恵について、情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進する。
- ② 10 月 1 日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくり活動を促進する。
- ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進する。
- ④ 第 72 回全国植樹祭の開催を通じ、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将

来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進める。

- ⑤ 緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図る。

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化

- ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、移住・定住を促進するなど、農山村の活性化を推進する。
- ② 特用林産物や森林空間の活用など、農山村地域から生み出される資源に着目した、新たな商品の開発等を促進する。

イ 地域を担う人づくりの推進

- ① 農山村の資源を活かした新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援する。
- ② 森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図る。

ウ 森林文化の振興

- ① 日本林業遺産に認定された木地師などの林業技術や森林文化などについての情報発信などを通じて、地域の活性化に努める。
- ② 県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努める。

【基本指標】

2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
森林づくり活動の参加団体数	83	100

注：森林づくり活動の参加団体とは、県ホームページの「森づくりネットしが」に登録された団体のこと。

2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
「やまの健康」を目指してモデル地域等が取り組むプロジェクト数	—	20

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援する（再掲）。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界明確化に努める（再掲）。

イ 路網整備や機械化による生産性の向上

- ① 素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、低コスト施業を推進する。
- ② 周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用道、森林作業道等の路網の整備に努め、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進する。

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- ① 木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備する。

イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備

- ① びわ湖材産地証明制度に関する取組を支援し、森林関係法令に基づき合法的に生産された県産材が消費者の目に触れる機会を増やす。
- ② 県内外の製材工場の連携により、地域のニーズに応じた県産材製品の供給が行われるよう支援する。
- ③ 県内の製材工場が品質や規格が明らかな J A S 製品を供給できるよう、J A S 等の認定の取得を支援する。
- ④ C L T など県内で加工ができない製品について、県外工場との連携を図ることにより納期の短縮やコスト低減に取り組み、利用を促進する。

ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成

- ① 木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援する。
- ② 森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよう支援する。

(3) あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信

- ① 県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信することにより、消費者による県産材の選択的な消費につなげる。
- ② 品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介し、消費者の木材利用の関心を高める。

イ 住宅や公共施設における県産材の活用

- ① 「公共建築物等における滋賀県産木材の利用方針⁶」に則り、県自らが公共建築物の木造化・木質化等の県産材の活用に努める。
- ② 市町への助言等により、市町公共施設における県産材の利用を促進する。

ウ 民間施設における県産材の活用

- ① 住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進する。
- ② 商業施設、倉庫などの非住宅建築物において、CLTや2×4スタッド等の構造材や内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう普及啓発等に取り組む。

エ 県産材の新規需要開拓の推進

- ① 交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、県産材製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、PRなど販路拡大の取組を促進する。
- ② 森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進する。

(4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

先進的な技術に基づく精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報のICT化等によるスマート林業の構築に努める。

ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握（再掲）

- ① 航空レーザー測量等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組合等の林業事業者と情報を共有し、林業活動に活用するための環境整備を支援する。

イ ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

- ① 素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援する。
- ② 木材需要側（製材工場等）と供給側をICTでつなぎ、木材生産・流通の合理化を促進する。

⁶ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年5月26日法律第36号）第8条第1項の規定に基づく滋賀県の方針。

【基本指標】

3-1 活力ある林業生産の推進

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
県産材の素材生産量	76,000m ³	165,000m ³

3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
びわ湖材製品出荷量※（原木換算）	55,020m ³	115,000m ³

※ びわ湖材製品（製材品、合板等）の出荷量。

3-3 ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
林業算出額	10.8 億円	13.8 億円

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

(1) 林業の担い手の確保・育成

ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保

- ① 林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングなどにより、新規就業の促進を図る。
- ② 緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進する。

イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成

- ① 「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組む。
- ② 集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プランナーの能力向上を図る。
- ③ 森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進する。

ウ 森林組合および林業事業者の育成と経営力の向上

- ① 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、滋賀県森林組合改革プラン基本方針に基づき1県1組合を目指すことをはじめとして、経営改善による運営基盤を確立させる、また組織体制の充実と人材の育成を図る。
- ② 森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図る。

③ 成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、素材生産の担い手となる技術者を育成する。

(2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

ア あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進

- ① 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな世代の県民を対象に、森林環境学習を進める。
- ② 「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成する。
- ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に木育を推進する。

イ 森林所有者の理解、意欲の高揚

- ① 森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進する。
- ② 雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業に関心を持つ県民を増やすとともに、新たに林業への参入や農山村における起業などに意欲ある人々の多様な働き方への支援に努める。

【基本指標】

4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	60 名

4-2 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数	5 団体	50 団体

第7 重点プロジェクト

滋賀県基本構想実施計画（第1期）（令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度））を踏まえ、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の前期5年間（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2026年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとする。

【重点プロジェクトの目指す方向】

- ・ 森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林をすることで、二酸化炭素吸収源としての役割を果たす。
- ・ 災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進める。
- ・ 森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指す。

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

（1）プロジェクトのねらい

- ・ 立地条件の把握等に基づく生産適地の判断
- ・ 原木の安定供給や、伐採跡地への植栽等による確実な森林の更新
- ・ 少花粉スギ・ヒノキや広葉樹等の植栽による花粉発生源対策
- ・ 伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、コストを抑えた再造林技術の普及
- ・ 若く生長旺盛な森林を育てていくことにより、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- ・ 県内産種苗の安定供給、種苗生産事業者の振興
- ・ 本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- ・ 林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

（2）具体的な取組

- ① ICT等を活用した資源情報の把握等により生産適地を選択する。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進する。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行う。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業者の育成を推進する。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知する。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進する。
- ⑦ 少花粉スギ等花粉症対策種苗の生産技術に関する研究開発を促進する。

【目標値】

指標	平成30年度 (2018年度)	令和7年度 (2025年度)
年間再造林面積	11.5ha	50ha

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 森林所有者の防災・減災に向けた森林整備への理解や意欲の向上
- ・ 県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などの減少

(2) 具体的な取組

- ① 人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林整備や治山対策を推進する。
- ② 道路等のライフライン沿いの森林について、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）と連携し、優先的に対策を行う箇所における、モデル的な事業の実施を進め、減災に資する森林整備等に取り組む。
- ③ 奥地等の条件不利地における被害森林について、県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、復旧に向けた取組を支援する。
- ④ 災害に強い森林づくりのため、研究機関等と連携し、現地調査等を行い、現地条件に合わせた効果的な整備方法の確立に向けた取組を進める。

【目標値】

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
ライフライン保全整備箇所数	—	25 か所

注：関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採処理等が行われた箇所

3 「やまの健康」推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 農山村における森林資源や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- ・ 農山村における関係人口の増加による活性化と都市部の過密問題等の解決への寄与

(2) 具体的な取組

- ① 天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品や健康、観光などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援する。
- ② 「FATHER FOREST LIFE～やまで健康になる、やまを健康にする～県民アクションガイド」を活用し、やまの魅力向上を図り、県民をやまに誘う啓発活動を行う。
- ③ 県内各地の世界遺産、日本林業遺産などの森林文化等の価値を発信し、地域の魅力の向上を図る。

【目標値】

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数	—	15

4 公共建築物木造化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県や市町の公共施設の建築を担当する部局との連携促進
- ・ 県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- ・ 需要に的確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上
- ・ 公共施設の建築に従事する設計士や工務店等との連携促進

(2) 具体的な取組

- ① 公共施設の発注を行う県や市町の建築関係課に対し、木材の調達や木造施設の設計等に関する情報提供を行うなど、一層の連携を図ることにより、公共建築物の木造化および木質化を促進する。
- ② 県内および近接する県外において加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、公共施設等への県産材利用について、地域のニーズに応える体制の構築を支援する。
- ③ 公共施設の計画設計や建築工事に従事する設計士、工務店等に対し、木造建築や内装等の木質化に関わる研修や情報交換等を行う。
- ④ 今後本県で開催が予定される第 72 回全国植樹祭や、国民スポーツ大会を契機に、公共施設等へのびわ湖材による県産材利用を推進する。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 7 年度 (2025 年度)
びわ湖材を活用する公共建築物等の延床面積※	692 千 m ²	734 千 m ²

※ 建築住宅着工統計による

5 木質バイオマス地域循環プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 林地残材の有効利用

- ・ 県産材の木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用の促進
- ・ 木質バイオマスの熱利用や発電利用による再生可能エネルギーの地産地消の推進

(2) 具体的な施策

- ① 林内に放置される林地残材の搬出利用に対し支援する。
- ② 木材流通センターや原木市場を中心に、素材生産業者等の連携を進め安定的な流通体制の構築を支援する。
- ③ 県内の木材チップ加工施設等への安定的な木質バイオマスの供給を推進する。

【目標値】

指標	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
エネルギーとして利用される木質バイオマスの量	35,289 絶乾トン※	40,000 絶乾トン

※ 水分を含まない完全に乾いた状態の重さ

6 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県内全域での木育の推進
- ・ 県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ① 市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図る。
- ② PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援する。
- ③ 木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図る。
- ④ びわ湖材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図る。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
木育指導者の数	—	15 人

第8 推進体制

1 財源の確保

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税をはじめ、国庫支出金や一般財源等を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てる。

2 進行管理と点検評価

- ・ 本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行う。
- ・ 年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価する。
- ・ それらの結果を本計画等の改善に反映する。
- ・ 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施する。

3 実施状況の公表

県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表する。

4 関係者との連携・協力

県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、本計画の推進を図ることとする。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが期待される。

森林づくりに関する様々な課題、特に放置森林対策に向けた森林情報の把握や境界明確化といった課題に対しては、市町や森林組合が構成員となる森林整備協議会を通じ、連携や合意形成を図り、協力して取り組むこととする。

(1) 市町

- ・ 森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り組む。
- ・ 市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行う。
- ・ 公共建築物の発注者として、地元の木材業者や製材業者等から県産材を調達するなど、地域経済の活性化を図る。
- ・ 公有林の経営にあたって、地域の林業や木材産業を牽引する中心的な役割を担う。

(2) 森林所有者

- ・ 自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められる。
- ・ 自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に経営を委託し、長期的な森林管理を行う。
- ・ 県民の主体的な参画による森林の利用や保全管理が進むよう、地域ぐるみによる活動場所の提供や参加等に協力する。

(3) 関係業界・団体

- ・ 林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業体をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築など多岐に渡っており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、それぞれの取引を担う各分野で、役割を担う。
- ・ 新たな雇用を確保し、後継者を育成する。

(4) 県民・NPO・企業等

- ・ ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの役割を担う。
- ・ 企業においては、事業活動に県産材を活用するとともに、森林づくりパートナーとして積極的に参画する、また、森林管理により創出された二酸化炭素吸収量のクレジットを自社で発生した二酸化炭素の量と相殺するカーボン・オフセットの取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献する。

(5) 大学、研究機関

- ・ 研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が期待される。